

芦原中学校区義務教育学校校舎等整備工事における設計技術協力業務委託
参加表明書及び技術提案書作成要領

本要領は、「芦原中学校区義務教育学校校舎等整備工事における設計技術協力業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）」に基づき、提出様式等の作成方法について必要な事項を定めたものである。

1 総則

- （１）用紙はA4縦型とし、縦置き横書き左綴じとすること。
- （２）文字のサイズは10ポイント以上とし、明朝体を標準とすること。ただし、図表はこの限りでない。
- （３）資料はカラー、白黒は問わない。

2 設計図書送付申請書

- （１）設計図書送付申請書（様式21：片面、1枚）

3 質問表

- （１）実施要領、「芦原中学校区義務教育学校校舎等整備工事における設計技術協力業務委託公募型プロポーザル説明書（以下「説明書」という。）」及び「芦原中学校区義務教育学校校舎等整備工事における設計技術協力業務委託 特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）」について疑義の在る場合は、質問表に、疑義のある該当箇所（ページ番号等）、質問内容を簡潔に記載すること。
- （２）留意事項
 - ① 受付期間外に届いた質問については回答しないので留意すること。
 - ② 評価基準に関する質問は受け付けないので留意すること。
 - ③ 質問に対する回答は、説明書および実施要領、特記仕様書の追加又は修正として取り扱うこととする。

4 参加表明書

- （１）参加表明書（様式1：片面、1枚）
- （２）プロポーザル参加申請書（様式2：片面、1枚）
- （３）参加資格要件に関わる誓約書（様式3：片面、1枚）
- （４）情報の取り扱いに関わる誓約書（様式4：片面、1枚）
- （５）建設共同企業体結成届（様式5：片面、1枚、）
共同企業体（JV）で応募をする場合に提出すること。
- （６）建設共同企業体協定書（様式6：両面、2枚）

共同企業体（JV）で応募をする場合に提出すること。

（7）企業概要書（様式7：片面、1枚）

共同企業体（JV）の場合は、構成員ごとに作成をすること。

（8）受託予定企業（共同企業体の場合は代表企業）の受託実績一覧
（様式8：片面、枚数制限なし）

平成27年10月14日以降に完了した、国、地方公共団体または独立行政法人発注による業務で、実施要領の「2 参加資格要件」に定める業務実績について記載することとし、契約書の写しやコリンズの登録書類等、実績を証明する書類を必ず添付すること。
なお、共同企業体（JV）の場合は、代表企業における実績を記載すること。

（9）配置予定技術者の経歴・実績（様式9：片面、枚数制限なし）

① 技術協力業務における配置予定管理技術者は以下のいずれかを有する者であることとし、資格を証明する書類（写しも可）を必ず添付すること。

- ・建設業法（昭和24年法律第100号）による一級建築施工管理技士
- ・建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
- ・これらと同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣が認定したもの。

② 技術協力業務における配置予定管理技術者は、平成27年10月14日以降に完了した国、地方公共団体または独立行政法人発注による延床面積2,000㎡以上でかつ階数が3以上の学校（学校教育法第1条による施設）本体の建築物の新築、増築、改築工事の設計業務、若しくは施工管理業務に従事した実績がある場合は、様式に記載し、受注を証明する書類（写しも可）を添付すること。

③ 技術協力業務完了後、本工事の契約を結ぶ際に、単体若しくは共同企業体代表者が配置する配置予定監理技術者は以下の全てを満たす者であることとし、資格を証明する書類（写しも可）を必ず添付すること。

- ・一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者
- ・監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者

④ ③で定める配置予定監理技術者は、平成27年10月14日以降に完了した国、地方公共団体または独立行政法人発注による延床面積2,000㎡以上でかつ階数が3以上の学校（学校教育法第1条による施設）本体の建築物の新築、増築、改築工事の設計業務、若しくは施工管理業務に従事した実績がある場合は、様式に記載し、受注を証明する書類（写しも可）を添付すること。

⑤ 技術協力業務完了後、本工事の契約を結ぶ際に、共同企業体の2位以降の構成員が配置する配置予定主任技術者は以下の全てを満たす者であることとし、資格を証明する書類（写しも可）を必ず添付すること。

- ・一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者

⑥ ⑤で定める配置予定主任技術者は、平成27年10月14日以降に完了した国、地方公共団体または独立行政法人発注による延床面積2,000㎡以上でかつ階数が3

以上の学校（学校教育法第1条による施設）本体の建築物の新築、増築、改築工事における監理技術者若しくは主任技術者に従事した実績が場合は、様式に記載し、受注を証明する書類（写しも可）を添付すること。

- ⑦ 上記全ての配置予定技術者について公告日以前に90日以上の恒常的な雇用関係を有するものであることが分かる書類（健康保険証等の写し）を添付すること。
- ⑧ 管理技術者（技術協力業務）と監理技術者・主任技術者（工事実施時）について、それぞれ別紙で書類を作成すること。

5 技術提案書

（1）技術提案書 鑑（様式10：片面、1枚）

（2）業務実施体制（様式11：片面、1枚）

技術協力業務における配置予定の管理技術者及び主任技術者について様式11に記載すること。なお、有する資格については、本業務に有効であるものについてのみ記載すること。また、正本には資格を証明する書類（写しも可）を必ず添付すること。

（3）配置予定技術者の実績（様式12：片面1枚）

- ① 配置予定の管理技術者については様式9で提出された内容を審査する。
- ② 配置予定の主任技術者については、下記について様式12に記載された内容を審査する。

ア 技術協力業務における配置予定の主任技術者は、平成27年10月14日以降に完了した国、地方公共団体または独立行政法人発注による延床面積2,000㎡以上でかつ階数が3以上の学校（学校教育法第1条による施設）本体の建築物の新築、増築、改築工事の設計業務、若しくは施工管理業務に従事した実績がある場合は、様式に記載すること。

イ 正本には契約書の写しやコリンズの登録書類等、実績を証明する書類を必ず添付すること。

（4）提案を求める課題

1）業務の実施方針（様式13：片面、2枚以内）

- ① 技術協力業務及び工事を実施する際にあたって、それぞれについて業務実施の人員体制及び特徴などを記述すること。また、業務の実施に当たっての方針、発注者及び設計者や工事段階における工事監理委託者等との協力関係構築に向けた対策などを記述すること。

2）工程・施工計画について（様式14：片面、3枚以内）

本計画については、現芦原中学校施設での中学校教育活動を継続しながら、既存施設の改修と増築を行うことで、小学校3校を統合した義務教育学校を整備するものである。4校の学校が関連したさまざまな業務を並行して進めているため、令和10年4月開校に向けた施工スケジュール、安全確保、騒音や振動への十分な配慮が必

須となっている。こうした条件を踏まえて、以下の提案を行うこと。

① 工程・施工計画に係る具体性・実現性・安全性、工期短縮等

- ・総合工事工程及び総合施工計画について提案すること。提案においては、その具体性、実現性、安全性、工事遅延に関するリスクへの対応等を十分に考慮したものとする。
 - ・工期短縮に関する提案がある場合は、併せてその提案を行い、工程・施工計画も工期短縮を行ったもので記述すること。
 - ・特に仮設校舎として活用する既存の南校舎においては、工期内に内装の改修を実施する必要がある、居ながらの改修又は他の棟へ移転しての工事とすることが想定され、工期に大きな影響を与えることが考えられる。令和10年3月しゅん工予定の工程に対し工期短縮が分かるような具体的な全体工程を提案すること。
- また、居ながら改修で実施する場合は、南棟と増築棟との接続について、具体的な施工計画を示すこと。
- ・独自技術等により工期短縮を行った場合はその手法についても記述すること。

② 労務、資機材等の逼迫状況に係る調達計画

- ・労務逼迫、資機材及び物価上昇などが懸念されることから、建設コストへの影響を緩和する方策や調達計画について記述すること。

3) 騒音・振動対策について（様式15：片面、3枚以内）

① 学校運営への影響が最小限になるような騒音・振動対策

- ・学校運営への影響が最小限になるような騒音・振動対策について提案すること。提案においては、その具体性、実現性、有効性への対応等を十分に考慮したものとする。特に、仮設校舎として活用する既存の南校舎においては、増築棟の工事エリアと隣接し、かつ竣工後は一体的な施設となることから、中学校の授業を行いながらの施工を実施するにあたり、騒音、振動を最小限に抑える施工方法を具体的に提案すること。

② 施工計画と連携した学校運営エリアと工事エリアの効率的な騒音・振動対策

- ・上記①の施工計画と連携した学校運営エリアと工事エリアの効率的な対策を提案すること。

4) 事業費の管理・縮減について（様式16：片面、1枚）

① 設計業務委託者（以下「設計者」という。）との協力体制等

- ・技術協力業務の段階における、予算内に収めるコスト管理に必要な協力内容を提案すること。

②③ 工事費縮減の効果の提案・独自技術等による工事費縮減の効果

- ・昨今の建設資材や人件費の上昇に対処し、建設費を予算内に納めるためのイニシャルコストの縮減手法及びトータルライフサイクルコストを見据えたコスト縮減の手法を具体的に提案すること。

- ・品質を落とさず又は品質を向上させる提案とすること。
- ・プロポーザル参加者算定工事費見積書（様式17）及びプロポーザル参加者算定工事費内訳表（様式18）を提出すること。
- ・上記のほかに工事費内訳表の根拠となる内訳明細書（任意様式）の添付も可とする。
- ・独自技術等による工事費縮減には、共同企業体の代表企業および構成企業が所有する特許の採用も認める。ただし、技術提案書において企業名が特定できないよう、表記はできるだけ工夫すること。

※プロポーザル参加者算定工事費とは、プロポーザル参加者が本件設計図書に基づく仕様により積算した工事費のこと。なお、基本設計図書に記載されていない内容は、同規模の建物で必要となる事項を考慮して算定すること。

- ・設計図書から読み取れる品質を下げずに独自技術等（技術・ノウハウ、施工合理化、調達の工夫等）による工事費縮減の具体的な効果及びその効果により縮減する工事費（以下「提案縮減工事費」という）を提案すること。
- ・工事費縮減提案個別シートにて事業費縮減提案ごとに縮減額がわかるよう記述（1提案につき1枚様式19-1とし最大10提案までとし、具体的な内容及び金額算出の根拠を記載すること。）し、工事費縮減提案リストにて集計を行うこと（様式19-2）。

※以下aからeに該当する提案が一部でも含まれている場合はその提案自体を不採用とする。

- a. 実現の可能性が低いと予想されるもの。
- b. 機能、性能及び品質が低下されると予想されるもの。
- c. 工期の延長を伴うもの。
- d. 防災性、安全性の低下を伴うもの。
- e. その他、事業費縮減提案の定義に著しく相違するもの。

5) 小諸市内経済の活性化対策(様式 20: 片面、一枚)

以下①～④のいずれかにより合算で請負額の1割（税込）以上の費用を市内において支出すること。

- ① 本社の所在地が小諸市内にある企業に下請け工事を出すこと。なお、下請けは1次下請けと数次の下請けも含むものとするが、上位の下請業者が市内業者の場合、その下位の下請業者が市内業者であっても、下位業者の下請額は上記下請要件の額に含めることはできない。
- ② 市内業者が製造した建築資材の購入額も上記下請要件に含む。また、本社が市内に無くても、市内の工場で製造された建築資材の購入額は下請

要件に含む。

- ③ 市内業者を含む共同企業体の場合は、市内業者の出資比率分を達成したものとみなす。
- ④ その他小諸市内の地域活性化に資する方策として、市内における役務の提供等に係る支出も含む。

上記を踏まえ、市内建設事業者への工事、労務、資材等の発注・調達及び市内建設事業者以外の事業者が提供する役務等への発注・調達に係る予定金額（内訳、合計）とその内容を記載すること。なお、具体の事業者があれば、その事業者名及び予定金額の内訳を明記すること。

（５）留意事項

- ① 企業名は正本にのみ記載し、副本は社名など提案者が特定できるおそれのある内容は掲載しないこと。
- ② 提出された提案書に係る著作権は、第三者に帰属するものを除き、受託候補者に帰属するものであること。ただし、完成建築物および設計図書に関する著作権は、全て市に帰属するものとする。
- ③ 提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められたものを除き、当該第三者の承諾を得ておくこと。この場合において、第三者の著作物の使用に関する責任は、使用した受託候補者に全て帰属するものとする。